

令和7年度沼津市リブランディング企画塾開催業務委託 公募仕様書

本仕様書は、「令和7年度沼津市リブランディング企画塾開催業務委託（以下「本業務」という）の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1. 業務委託名

令和7年度沼津市リブランディング企画塾開催業務委託

2. 業務目的・概要

沼津市の地域産業を活性化するためには、中心市街地の魅力ある個店の輩出と魅力ある買い物環境づくりが必要である。

中心市街地においては、鉄道高架事業を核とする沼津駅周辺総合整備等の進展により、沼津駅周辺の環境が大きく変わる状況にあり、商業の集積を維持・発展させていかなければならない。

こうしたことから、「リブランディング企画塾」では、エリア内で事業を行う商業者自らが経営力を強化し、地域を支える方々（商工会議所や商店街振興組合等を含む）とともに、魅力ある個店と魅力あるエリアの創出を図り、まちなかの回遊性を高めていく取り組みを行う。

事業の推進については、商店主（あるいは商店街）を含めたセミナー・ワークショップ等による学びに加え、人流データ分析などを含めたデジタル技術を活用し、新たな価値の発見と創出につなげ、魅力ある個店と魅力ある買い物環境づくりを支援する。

取組みの内容は「まちなか商業リブランディング会議」と称して、参加者及び市民に対し活動内容を公開することで、新たな取組みを始める商店主や地域の方々に広めていく。

なお、対象エリアは沼津駅周辺、商店街を含む中心市街地とする。

3. 業務内容

「リブランディング企画塾」の開催

(1) 開催時期：令和7年8月～令和8年3月末

(2) 開催回数：セミナー（ワークショップ等を含む）4回以上※

まちなかりブランディング会議1回

※下記事業の内容で効果的に開催できる提案とすること。

(3) 事業の内容：

① まちなか商業の実態と対象エリアの魅力要素の把握と見える化

セミナーによる学びに加え、人流データ等の活用により、対象エリアの現況を把握し、店舗、環境等の魅力要素を発掘・見える化できるような内容とすること。

② 魅力ある個店の創出

対象エリア内の既存の商業店舗の経営者や商店街関係者（3者程度）とともに、エリアの魅力、個店の魅力を高め、維持していくために必要な手法などを学ぶ「リブランディ

ング企画塾」を開催し、本業務を通じ、商店主や支援人材の育成を図る内容とすること。

③ 「まちなか商業リブランディング会議」（魅力ある買い物環境づくり）の開催

本業務の実施の過程及び業務により得られた成果をまとめ、「まちなか商業リブランディング会議」と称して、参加者及び市民に対し、活動内容等を公開し、魅力ある買い物環境づくりに向け、新たな取組みを始める商店主や地域の方々に広めていくこと。趣旨に沿った企画であれば、エリアの魅力を共有できるフェス形式での開催も可。

4. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5. 成果品等

本業務報告書 紙媒体1部及びデータ一式

報告書の内容：セミナー等の内容をまとめた報告書、写真、参加者名簿、アンケート、参加者募集資料（チラシ等）、その他関係資料

6. 実施体制・報告業務

- (1) 受託者は、本事業が計画的かつ円滑に遂行できるよう、誠意をもって業務に臨むこと。
- (2) 会場使用費や講師謝礼等、本業務に係る経費は全て受託者が負担すること。なお会場は沼津市内で参加しやすい場所とすること。
- (3) 受託者は、委託者及び関係者との定期的な打合せ会を設定するなど、随時情報交換を実施するとともに、業務の遂行に関し、疑義が生じた場合には委託者の指示を受けること。
- (4) 受託者は、本業務に係る情報等の機密情報について、盗難、紛失、漏えい等の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (5) 受託者は、本業務執行にあたり知りえた情報を受託期間中及び業務委託終了後も他に漏らしてはならない。

7. 業務上の注意点

(1) 再委託等の制限

受託者は、事業実施に必要と認められる業務については、市が承認した上で、業務の一部を第三者に委託することができる。

(2) 業務遂行上のトラブル

業務遂行上、何らかのトラブルが発生した場合、受託者は委託者との連携の上、速やかに解決を図る。

8. その他

本仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。

受託者は、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、委託者と調整を図ること。